

# 適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画

一般社団法人日本フードサービス協会  
令和5年10月2日制定  
令和6年7月3日改訂  
令和8年4月21日改訂

## 背景・目的

最近の外食産業をめぐる情勢は、コロナによる移動制限がなくなり、店内飲食が回復傾向に向かい、インバウンド需要も好調に推移するなど好況を呈しています。一方、ウクライナ情勢等に伴うエネルギー価格、食材・物流経費の増嵩・深刻な人手不足と人件費の上昇等困難な状況に直面しており、さらに少子・高齢化、人口減少なども視野に入れ対応しなければなりません。

他方、政府は、中小企業が賃上げできる環境整備、物価高騰への対応等のため、価格転嫁、取引適正化の取り組み等が極めて重要としております。

そのような中で、外食産業は、消費者に安定的に食を提供するフードサプライチェーンの川下の要として、安定した供給体制を構築していかなければならなりません。このため、外食産業とその関連産業の適正取引を推進し、一層の生産性・付加価値の向上を図ることを目的とする自主行動計画を策定し、行動して参ります。

## 1. 重点課題に対する取組

会員企業が独占禁止法や取適法を遵守し公正な取引環境を実現するとともに、適正取引や付加価値向上につながる望ましい取引慣行を普及定着させるため、外食産業及びその関連業界の取引環境の改善や、変化する顧客ニーズに対応して投資ができる環境の整備に向け取り組みます。

### (1) 価格決定方法の適正化

外食産業及びその関連業界の競争力強化のため、取引先と会員企業の双方が生産性の向上による原価低減に取り組む必要があります。その上で、取引価格決定に当たっては、取引数量、納期、品質などの条件やコストの変動などを考慮し、取引先と十分に協議を行って決定します。取引先との価格の決定に際しては、特に、以下のことに配慮します。

- ①取引先との合理的な根拠に基づいた、十分な協議を通じて決定します。
- ②書面による交渉など、双方が確認できる体制の構築を推進します。
- ③材料費・人件費などの大幅な変動などにより、取引価格の見直しに関する協議の申し入れがあった場合は、十分な協議を行います。特に労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の急激な上昇の下では、発注者側から価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことも検討します。
- ④コスト削減効果を十分に確認して取引対価に反映します。また、取引先の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映しないよう配慮します。
- ⑤大量発注を前提とした割安な単価の見積もりを、その後の少ない発注数量の取引単価として一方的に取引対価を決めることがないように注意します。
- ⑥受注事業者に経済上の利益を提供させ、受注事業者の利益を不当に害さないようにします。
- ⑦2024年問題など厳しい状況に直面する自動車貨物運送業について、荷主の立場で適正な運賃水準に配慮します。
- ⑧労務費については、会員企業は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げる「事業者が採るべき行動/求められる行動」に沿った対応を適切に実施します。その際、労務費の上昇分を適切に転嫁できるように協議します。
- ⑨原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、取引先との間で適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

## (2) 支払条件の改善

中小受託事業者に対しては、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることに配慮した支払条件となるよう、以下のことを実施します。

- ①現金による支払を基本とします
- ②一括決済方式(※)及び電子記録債権(以下「ファクタリング等」という。)により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、受注事業者の負担としないようにする等、支払期日(受領日から60日以内)までに、代金(手数料等を含む満額)を得られるようにします。

※ 委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができるとし、委託事業者が当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

## (3) 知的財産・ノウハウの保護

知的財産は、取引の目的に照らし合理的な範囲内で取り扱います。また、知的財産の取引条件を明確化、適正化していきます。

#### (4) 働き方改革によるしわ寄せ防止

自社の働き方改革により、受注事業者へ及ぼす影響（長時間労働等）に配慮しつつ不利益とならないよう取引や要請を行うように努めます。

### 2. 取引先との協調・連携

製造委託や共同開発する商品の付加価値向上を図るため、取引先が開催する商品開発に向けた会議や、事業所・工場の訪問などを実施し、各種取引上の課題について定期的な協議に応じられる環境の整備に努めていきます。

### 3. 教育・人材育成の推進

- ①独禁法、取適法、知的財産取引に関するガイドラインなど、適正取引を定めた法令の周知を行います。
- ②関係法令の遵守や適正な取引を浸透させるため、適正取引に関する講座や研修の参加などを通じて人材を育成します。

### 4. 普及啓発活動

外食産業及びその関係業界の流通全体における適正取引は、協会及び会員各社、関係業界が連携して普及啓発に取り組むことが重要です。そのため、自らの適正取引を実行するとともに、取引先に対しても、自社が取り組む適正取引の内容についてお伝えするように努めます。

#### (1) 企業における取り組み

適正取引の考え方を浸透させるため、適正取引に関するセミナーや研究会に積極的に参加し、自らの理解を深め、様々な場を通じて周知徹底を図ります。

#### (2) 一般社団法人日本フードサービス協会の取組

独禁法、取適法などについて、適正取引に関する会員各社間の情報共有を進め、協会誌等を通じた周知を図ります。

また、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進するため、会員企業に向けて周知と宣言の要請を行うこととします。

### 5. 本計画及び望ましい取引事例の周知

自主行動計画が着実に浸透するよう、一般社団法人日本フードサービス協会は、本計画を会員各社へ周知するとともに、必要に応じて内容を見直します。また、協会は会員各社の適正な取引慣行の醸成および取引先との価値の共創を促進する取組事例を広く活用するため、協会誌等などを通じて、会員企業に周知を図ります。

さらに、農林水産省をはじめとする関係省庁や各業界団体等と連携して、外食業以外でも取引事例のベストプラクティスの共有を進めます。